

仕様書

1 業務名称

参議院議員通常選挙における事務従事者用弁当給食業務

2 納入日時

(1) 期日前投票期間

令和7年7月4日(金)～令和7年7月19日(土)

昼食：午前11時から午前11時30分

夕食：午後5時から午後5時30分

(2) 投票日当日 令和7年7月20日(日)

昼食：午前9時30分から午前10時45分

夕食：午後3時30分から午後4時45分

※納入時間は厳守すること

※上記、期日前投票期間及び投票日は、今後変更される可能性がある

3 納入場所

(1) 期日前投票期間

大阪市港区役所 6階 選挙管理委員会事務局

(2) 投票日当日

区内 11 投票所 (別紙のとおり)

大阪市港区役所 6階 選挙管理委員会事務局

4 数量

別紙のとおり

5 規格

幕の内弁当、味噌汁等の汁物 (容器付き)

※栄養面等を考慮し献立内容を工夫すること。

※各日昼食、夕食の献立は別内容とすること。また、期間中については、毎日同じ内容の弁当にならないようにすること。

6 弁当ガラの回収

弁当ガラについては、次回納入時に回収すること。

期日前投票最終日及び投票日分については、投票日の翌開庁日の午前10時から正午までの間に港区役所1階検診車スペースから回収すること。

7 その他

- (1) 本仕様書について疑義がある場合は、本市職員に問い合わせ、十分に状況を把握したうえで契約に至ること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 調理時及び各投票所等への配達時には、衛生面に十分注意し、食中毒及びノロウイルス等の危険がないよう、食材・献立・調理等十分注意するとともに衛生関係法令を遵守すること。
- (3) 投票所内においては、冷蔵保存できないうえ、長時間室内保管することから、保冷容器等に梱包の上納入すること。各投票所の詳細な納入場所については、現場担当者の指示に従うこと。
- (4) 献立内容について、提案内容から同等品の別メニューへの変更依頼があった場合、誠実に対応すること。
- (5) 契約の締結については、投票日が確定した後に行う。
- (6) 支払については最終日の弁当配達終了後、本市所定の請求書の請求を受けてから 30 日以内に支払うものとする。
- (7) 仕様書に関する照会先

大阪市港区選挙管理委員会事務局 栢木・赤坂

電話番号 06-6576-9626

FAX 06-6572-9511

電子メール tg0001@city.osaka.lg.jp